

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化の取り組み －

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 48

自社株式の価値や移転の意味と多様性

非上場の通常の中小会社の株式を他に移転する際に、税務上で注意しなければならない場合を、「取引の相手との関係性と取引の態様」で分けて示すと以下の通りとなると思います。

それぞれの場合によって、株価の考え方や計算の仕方、そして、注意しなければならない課税上の観点が異なります。

1. 個人から法人～所得税法

低額譲渡をした場合：みなし時価譲渡と課税

2. 法人から個人～法人税法・所得税法、会社法

低額譲渡又は贈与をした場合：給与所得、役員賞与、有利発行・譲渡の場合の一時所得

3. 法人から法人～法人税法

低額譲渡又は贈与をした場合：譲渡損益の益金又は損金算入

4. 個人から個人～相続税法

贈与をした場合：贈与税～相続税法の財産評価規定・財産評価通達に従った評価

低額譲渡をした場合：みなし贈与課税

事業承継に出てくるのは1と4です。1は自己株式の取得・譲渡（いわゆる金庫株）を行って移転する株式数を減らしたり、後継者以外の株式を消却したり、或いは、相続人が納税資金を捻出したりというケースです。関係者間で適当に株価を決めて会社で買い取ってしまったという事例を何度か見ていますが、所得税法の求める時価の2分の1未満で会社で売ると、個人は実際に受け取った譲渡代金と関係なく時価で売ったとみなして所得税が課税されます。

4は、後継するものに生前に贈与や譲渡を行って、経営権（議決権の過半数）の承継を完結させるケースです。贈与をした時にはその株価に応じて贈与税がかかりますから、適法適正な株価評価計算と納税猶予の制度などの税務対策が重点になります。贈与ではなく売るという場合にも注意が必要です。よく親族外の社内の役員などに経営権を譲渡するときに、株式の適正な時価よりも安く譲るという事例がありますが、この“時価”と“実際取引価格”との差額が「贈与されたものとみなされ」思わぬ課税が生じて、折角の好意が仇になることもあります。

税法の世界には普段の皆さんの常識と少し異なる考え方が含まれています。税制に縛られてはいませんが、軽んじることなく事前の検討を怠らないようにしてください。

今回で48回の予定を終了します。ありがとうございました。続けてお読みいただいた方には少しでもお役に立つ情報であったことを願います。今後もWebやセミナーなど様々な形で事業承継に関する知識知恵やノウハウを提供していく予定です。

事業承継は、経営の課題です。そして経営の承継を妨げないようにする手段として税制の研究をされて、周囲の専門家を上手に活用して、将来に向けても事業の発展と継続が実現しますよう願っております。



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北2条西26丁目2番18号 26ウエストビル 2階

TEL: 011-622-0311 E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com